

日司連発第2282号
平成21年3月24日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会長 佐藤 純 通

「株式会社日本政策金融公庫が権利者となって申請する先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記について、登録免許税法別表第三の一の二第四欄に規定する財務省令で定める書類の添付に関する取扱いについて」（お知らせ）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきましては、平成20年10月16日付日司連発第1241号をもって通知しておりますが、先般の全国会長会で質疑をいただきました下記の件につき法務省より回答がありましたので、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。

記

【照会】

株式会社日本政策金融公庫が権利者となって申請する先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記について、登録免許税法別表第三の一の二第四欄に規定する財務省令で定める書類の添付に関する取扱いについては、平成20年10月9日付で法務省民事局民事第二課より法務局、地方法務局主席登記官（不動産登記担当）宛事務連絡が発せられているところですが、電子申請を行う場合の、法人の登記事項証明書（当該法人の資格証明書としてではなく、上記財務省令で定める書類として）の提供については、不動産登記令（平成16年令第379号）第11条による登記事項証明書に代わる情報（照会番号）を送信することでよいと考えますが、いささか疑義がありますので照会します。

なお、照会番号をもって代えることができる場合、登記事項証明書については「登記の申請の前1月以内に交付を受けた」との要件がありますが、照会番号については、当該提供された照会番号が有効期間（100日）内のものであればよろしいか。

【回答】

今般、財務省から「照会のあった登記事項証明書については、国税庁とも協議したが、税法上の証明書として添付するものであり、登記所で交付を受けた登記事項証明書に限られ、照会番号の提供で代えることはできない。」旨の連絡がありましたので、お知らせします。

なお、本連絡を受け法務局・地方法務局には周知していることを申し添えます。